

令和〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 A

被告 医療法人Y

## 争点整理案

### 5 第1 請求

被告は、原告に対し、4728万3748円及びこれに対する令和3年8月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

10 本件は、Bが分娩のため被告が運営するY病院（以下「被告病院」という。）に入院中、脳内出血が生じたところ、被告病院産婦人科のC医師が、子癇であると誤診して頭部CT検査を実施せず、速やかに高次医療機関へ転送すべき義務を怠った結果、Bが脳内出血により死亡したと主張して、Bの夫である原告が、被告に対し、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償金  
15 4728万3748円及びこれに対する令和3年8月8日（不法行為日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（争いがない事実及び括弧内に掲記の証拠により容易に認定できる事実）

#### (1) 当事者

20 ア B（平成3年6月1日生）は、平成30年5月5日に原告と婚姻し、令和3年8月7日、分娩のためa県b市所在の被告病院に入院し、同月8日午前5時47分ころc県d市所在の〇〇病院へ転送され、同月16日、同所にて死亡した。

イ 被告は、被告病院を開設・運営している医療法人である。

25 C医師は、令和3年8月当時、被告病院産婦人科に勤務していた。

#### (2) 診療経過等（甲A1～6，乙A1～11）